

次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会議事録（案）	
会議名	第3回次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究委員会
日程	2015年12月17日（木）15:00～17:00
場所	ちよだプラットフォームスクウェア 401 会議室
出席者 （敬称略）	計 20 名
配布資料	PIA20151217-001 第2回議事録案 PIA20151217-002 第三回次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会の開催 PIA20151217-003 次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会 PIA20151217-004 次世代ネットワーク型多目的カメラシステムの機能の検討 PIA20151217-005 防犯カメラシステムの設置状況 PIA20151217-006 ネットワーク型多目的カメラガイドラインの検討 ・ 防犯カメラシステムガイド VOL.2 ・ 「安心・安全まちづくり推進要項」の改正について
No	議事詳細
1	◆ 次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護専門研究委員会（瀬戸） 1. アジェンダ 2. スケジュール 3. プロジェクト推進 4. 監視カメラ設置運用ガイドライン ・ 前回の議事録確認
2	◆防犯カメラシステムガイド VOL.2 と「安心・安全まちづくり推進要項」の改正についての説明（ ） ・ 上記の説明後に下記の質疑応答があった。 瀬戸：顔認証の件は、いつ頃公開できそうですか。 ：まだもう少し、お時間が掛かります。 質問：屋外照度基準の鉛直面照度0.5ルクスだが、赤外線で行っているが、基準がありますか。 ：近赤の基準はありませんが、評価用チャートがありそれで判断を行えます。アナログの

No	議事詳細
	<p>場合だとP22の文字・数字チャートの①だと人物の特定ができるレベルです。</p> <p>質問：P7の人相の認識、人物の特定はどんな意味ですか。属性推定の話ですか、それとも顔認証（人物の特定）までできる話ですか。</p> <p>：今の時代の属性推定や、顔認証ではなく、人相の認識では、その人の目、鼻、口を見て人物のだいたいの特徴点がわかる話である。目と目の間隔が広いなどあくまでも人物の特徴点ができるレベル。今のネットワーク防犯カメラの画角だと、多分、人相、誰かも、わかってしまうが突合するデータベースがないので、人物の特定はできない。今までの、アナログ防犯カメラは画角が小さく、プライバシーの問題は考えなくても良かったがネットワーク防犯カメラは高画素で、画角が広く撮れるのである程度の基準を作ろうと考えている。</p>
3	<p>◆防犯カメラシステムの設置状況（ ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防犯カメラシステムの設置形態 2. 公道設置（警察）の事例 3. 民間施設設置の事例 4. 公道設置（自治体）の事例 5. 最新の監視カメラシステムの事例 6. 監視カメラの機能 <p>・ 上記の説明後に下記の質疑応答があった。</p> <p>質問：発表スライドの22Pの顔認証の特定の事例はありませんでしたか。</p> <p>：主にインターネットで調べ、オープンにしている事例はありませんでした。一般的にまだ、オープンにあまり使われていないと思われます。</p> <p>瀬戸：実証実験の事例では、いくつか使用例はあるとは思いますが。</p> <p>質問：発表スライド8枚目の松坂屋の事例は実際の事例ですか。また、どの程度の画質のものが使用されていますか。</p> <p>：実例です。画質のご質問は、後日メールでご回答いたします。</p> <p>質問：JR東日本ウォータービジネスの事例は、情報を収集しているのはマーケティングですか。</p> <p>：はいそうです。</p> <p>質問：他にはないのですか。</p> <p>瀬戸：マーケティングとサービスだと思います。顔認証の属性推定をして、商品喚起するサービスです。例えば、年配の方には、お茶などをすすめたりする。</p> <p>：自動販売機の前に立てば、購入しなくても、その人に合わせた商品喚起を行うが、POS情報（属性情報など）は購入した方のみ、サーバーに情報が転送される仕組みです。</p>
4	<p>◆次世代ネットワーク型多目的カメラシステムの機能の検討（ ）</p>

No	議事詳細
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論点 ・ 参考にする複合ショッピングモール概要 ・ ネットワーク型多目的カメラシステム ・ 想定する複合ショッピングモール概要 ・ 複合ショッピングモールにおけるユースケース ・ ユースケースにて想定される応用（機能） ・ 多目的カメラの技術・機能の説明 ・ 応用分野（機能の整理） ・ 多目的カメラの応用と技術マップ ・ 今後の検討課題 <p>・ 上記の説明後に下記の質疑応答があった。</p> <p>質問：防災の人数カウントの精度はまだ悪いので、どれくらい役に立つかは疑問。</p> <p>意見：今、火災を検知するソフトの防災カメラがある。</p> <p>瀬戸：防犯のイメージでは日本人よりかは、どちらかといえば、海外から来た外国人をどう案内するかのイメージである。</p> <p>瀬戸：防災のイメージでは、移動式のデジタルサイネージをするロボットが、緊急時に避難情報を表示したりなどの、そんな使われ方のイメージもある。</p> <p>ペッパーくんなど、移動式のカメラもあるので、移動式のカメラのプライバシー問題の検討も必要かもしれない。</p> <p>瀬戸：今回、技術的には、実現可能なところを記載していて、法的に可能かどうかを検討していく。オリンピックの時には既に使われている技術を記載している。</p> <p>意見：あとは、精度の問題とかは、多少あるかもしれませんがね。</p> <p>瀬戸：その辺の細かいところの検討は、今回はしませんが、ある程度そのあたりの技術は出来ると仮定して検討する。今回はそのあたりの技術が、法的に可能かどうか。グレーゾーンを残した場合どうしていくかを検討したい。</p> <p>質問：ここでは、技術的に出来ると仮定して、主に改正個人情報保護などの法的にどう問題があるかを検討していく感じになりますか。技術はしっかりしていても、法律的に問題がないかを検討する感じですか。</p> <p>瀬戸：はい、そのとおりです。</p> <p>瀬戸：現在は、技術はあるが、ステークホルダーのご理解が得られていないのと、法的なグレーゾーンがあり、企業が前に進めていないのですが、改正個人情報保護法ができたので前に進める方向が出来つつあるので、改正個人情報保護法をマッピングして、どうやったら出来るのかを解決していくことになります。</p>

No	議事詳細
	<p>意見：企業としては、プライバシーの問題を考慮してデータの暗号化を行っている。また、警察から情報提供があった場合など、暗号を解く対応をしている。</p> <p>現在の法律で、例えば、暗号化を解けることは、法的に問題が出たりするのか特にプライバシー問題が心配である。</p> <p>意見：きちんと管理していれば、映像情報の保存自体は、法的には問題にならない。条例とかも保存は OK である。保存自体はグレーではなく、正のはずです。</p> <p>意見：法的には問題ないのだが、プライバシーの観点ではどうですかね。</p> <p>意見：suica のケースがそのケースだったのでは。</p> <p>瀬戸：あのケースは、グレーだったのでは。改正個人情報保護法では、匿名加工情報などで、情報提供も正式に可能になってきているが。</p> <p>瀬戸：法律は OK だがプライバシー面で嫌だという人もいる。</p> <p>個人情報保護法では OK でも、グレーゾーンが出てきて、例えば、民法 709 条などで訴えられ訴訟になったりするので、その部分をどうクリアするかが問題である。ステークホルダーに情報公開して、どれだけ納得していただくか、海外で実施されているプライバシー影響評価を行い、ある程度情報公開を行い、理解をしていただき、ディスカッションをして、法的には OK でも、プライバシー問題で訴訟を起こされないようにしていく必要があると思います。</p> <p>この民事などの訴訟についての対処は、プライバシー影響評価で対策を図る必要がある。プライバシー影響評価は既に海外でも実績がありますので、導入しやすいと思われます。これ以外にも考慮する法律は他にもあるので、そちらも検討していく感じです。色んな意味で、カメラ導入のチャンスとしては、しきい値が一番低いのは、オリンピックだと考えております。</p> <p>瀬戸：今回のモデルケースでは、オリンピック施設のイメージに近い、湾岸地域にある大型ショッピングモールのケースにしました。</p> <p>瀬戸：イメージとしては、将来的には、エコシステムのような形態になるのではと思います。</p> <p>質問：総合管理センターだけではなく、各店舗にも監視カメラをつけているのですか。</p> <p>：はい、そのとおりです。</p>
5	<p>◆ ネットワーク型多目的カメラガイドラインの検討（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論点 ・ ガイドラインなどの整備状況 ・ 条例とガイドライン ・ ガイドラインの構成（1） ・ ガイドラインの構成（2） ・ 神奈川県と静岡市のガイドラインの比較 ・ 発行されたガイドラインの分析 ・ 英国における監視カメラガイドラインの構成

No	議事詳細
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案するガイドラインの基本構成 ・ カメラガイドラインとPIAガイドラインの関係 ・ 開発工程別のセキュリティ対策コスト ・ ガイドライン策定のポイント ・ 今後の予定 <p>・ 上記の説明後に下記の質疑応答があった。</p> <p>瀬戸先生：システム開発と運用の2つでリスク評価する必要がある。</p> <p>第三者提供出来ることと、PIAを実施することを入れたい。</p> <p>また苦情窓口は、認定個人情報保護団体を検討しているため、複数あることになる。</p> <p>詳細の文章を書くのは大変なので、導入要素を入れるイメージで作成する。</p> <p>意見：ガイドラインに時間の概念も記載する必要がある。いつまでにとということ。</p> <p>例えば、設置前何日など、PIAは基本設計の段階でなど。</p> <p>瀬戸：今回の問題は撮影、データ処理、データの受け渡しの3箇所で認定個人情報保護団体が変わってくる。そのことを考慮して、アセスメントしていく必要がある。そのことをちゃんと明記したい。</p> <p>瀬戸：PIAのガイドラインを作るのに、ドライバーとして監視カメラのガイドラインを作る必要がある。それほど、力を入れて作る必要はない。</p> <p>意見：監視カメラガイドラインを作るのに元ネタはあるのですか。</p> <p>意見：監視カメラのガイドラインを自動生成するシステムがあります。</p> <p>瀬戸：監視カメラガイドラインは、総務省、警察が出しているものを参考にしているのではないか</p> <p>瀬戸：PIAのガイドラインについては、しっかり作ります。</p> <p>意見：スライド P1 1（提案するガイドラインの基本構成）はなぜこうしたのかコメントを付けてはどうか。</p> <p>瀬戸：移動カメラはどう扱うか検討が必要。</p> <p>意見：車載カメラとか、ランナーがつけたりする。</p> <p>瀬戸：検討する必要があると思います。</p> <p>質問：ある頁はガイドライン、最終頁はマニュアルとなっているがなぜか？</p> <p>瀬戸先生：これまで、ハンドブック、ガイドライン、マニュアルと開発してきた経緯がある。カメラのガイドラインは考慮すべき点が多く、かなり複雑になることが懸念される。今回はフラットなPIAマニュアル（防犯カメラに限定せず）にしようとしている。</p>
	<p>◆ 次回の委員会予定（瀬戸）</p>

No	議事詳細
	<p>日時：1月27日（水）16時～18時 場所：産業技術大学院大学 265 室 内容の詳細、事前資料は、後日 ML にて連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から配布資料についての周知 瀬戸へ一週間前までに出席の連絡をいただき、出席者に対し瀬戸より事前資料を ML で配信。 ・ もう少し成果が出たら、日本オリンピック委員会 JOC へ提案したい ・ 実証実験フィールドの検討（公募案件あれば、共同で提案したく） ・ 議事録を会社名、名前を消して公開したいと思います。また、今回の資料を、しばらくして（半年から一年して）、公開したいと思います。※協会で検討要

以 上